

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

議会運営委員会会議録

令和7年12月3日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議 会 運 営 委 員 會 議 錄

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開会年月日 | 令和7年12月3日(水) |
| 2 | 開会場所 | 議会第2会議室 |
| 3 | 出席者 | 委員長 石塚 猛 副委員長 寺田 晃 (9人) 委員 拝野 健 委員 中澤 史夫 委員 早川 太郎 委員 富永 龍司 委員 秋間 洋 委員 青柳 雅之 議長 石川 義弘 |
| 4 | 欠席者 | (0人) |
| 5 | 委員外議員 | 副議長 岡田 勇一郎 (1人) |
| 6 | 出席理事者 | 区長 服部 征夫 副区長 野村 武治 副区長 梶 靖彦 企画財政部長 関井 隆人 総務部長 小川 信彦 総務課長 福田 健一 |
| 7 | 議会事務局 | 事務局長 鈴木 慎也 事務局次長 櫻井 敬子 議事調査係長 吉田 裕麻 議会担当係長 女部田 孝史 書記 藤村 ちひろ 書記 石塚 本 隆二 書記 遠藤 花菜 |
| 8 | 協議事項 | 1. 追加付議案件について 2. 日程の処理について |

日程第1 第95号議案 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

条例

日程第2 第 96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 第 97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 第 98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 第 99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第 100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 第 101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 第 102号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(日程第1から第8までを一括上程し、提案理由の説明の後、日程第1及び第8は子育て・若者支援特別委員会に、日程第2から第6までは企画総務委員会に、日程第7は区民文教委員会に付託する。)

日程第9 一般質問

別紙「一般質問発言通告一覧表」のとおり

3. 本日予定される追加日程とその処理について

(1) 教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方について

(追加日程第1として追加上程し、提案理由の説明の後、同意することについて採決する。)

«本会議を一旦休憩し、休憩中に企画総務委員会及び区民文教委員会を開会する。»

(2) 企画総務委員会議案審査報告書・区民文教委員会議案審査報告書

(第96号議案から第100号議案までにかかる「企画総務委員会議案審査報告書」、及び第101号議案にかかる「区民文教委員会議案審査報告書」を、追加日程第2から第7として追加上程し、採決する。)

4. 特定事件の継続調査について

議会運営について

5. その他

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前11時28分開会

○委員長（石塚猛） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

○服部征夫 区長 おはようございます。本日の本会議での各議員からの一般質問に答弁させていただきます。

なお、本日の本会議に議案を8件追加提出をさせていただきます。また、教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方につきましては、岩永章氏の任命についてご同意を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 それでは、本日の本会議の運営等についてご協議願います。

初めに、追加付議案件について、理事者から説明がありますのでご聴取願います。

総務部長。

○小川信彦 総務部長 本日の本会議に追加提出させていただきます8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

資料、令和7年第4回区議会定例会追加付議案件をご覧ください。

初めに、第95号議案、東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるものでございます。令和8年4月1日からの施行を予定しております。

次に、第96号議案、東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、第97号議案、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例並びに第100号議案、東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、区長、副区長及び教育長並びに区議会議員に支給する給料、報酬及び期末手当の額を改定するものでございます。改定の内容は、去る11月17日に開催されました台東区特別職議員報酬及び給料審議会の答申を踏まえ、報酬月額及び給料月額を3.4%引き上げるとともに、期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.15月とするものでございます。一部の規定を除き、公布の日からの施行を予定しております。

次に、第98号議案、東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び第101号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、去る10月14日に特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、民

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

間給与との格差解消のため、職員の給与につきまして改定を行うものでございます。改定の主な内容は、次の2点でございます。

1点目は、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引き上げるものでございます。

2点目は、特別給の年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.9月とするものでございます。一部の規定を除き、公布の日からの施行を予定しております。

次に、第99号議案、東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、会計年度任用職員の特別給の年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.9月とするとともに、引用条文の整理を行うものでございます。一部の規定を除き、公布の日からの施行を予定しております。

次に、第102号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上の8議案を提出いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 追加付議案件については、以上であります。

○委員長 次に、日程の処理について申し上げます。

初めに、日程第1から第8までについては一括上程し、提案理由の説明の後、日程第1及び第8は子育て若者支援特別委員会に、日程第2から第6は企画総務委員会に、日程第7は区民文教委員会に付託いたします。

次に、日程第9、一般質問については、資料、一般質問発言通告一覧表のとおり発言通告が提出されております。発言の順序についても一覧表のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

なお、2番目の中澤議員及び6番目の秋間議員に対する答弁が終了いたしましたら、それ10分間の休憩をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

日程の処理については以上であります。

○委員長 次に、本日予定されております追加日程とその処理について申し上げます。

初めに、教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方についてであります。依頼文が届いておりますので、事務局次長に朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 本件については、追加日程第1として追加上程し、提案理由の説明の後、同意することについて簡易採決いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本会議を一旦休憩し、休憩中に企画総務委員会及び区民文教委員会を同時に開会し、第96号議案から第101号議案についてご審議願いたいと思います。企画総務委員会及び区民文教委員会終了後、本会議を再開し、第96号議案から第100号議案までにわたる企画総務委員会

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議案審査報告書及び第101号議案に関わる区民文教委員会議案審査報告書を、追加日程第2から第7として追加上程し、採決いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日予定されております追加日程とその処理については以上であります。

本日の本会議の運営については以上であります、本会議の運営について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、本日の本会議の運営について、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、議会運営委員会の特定事件の継続調査についておはかりいたします。

議会運営についてを本委員会の特定事件として、議長に特定事件の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、特定事件についてはそのように決定し、議長に申し出ることにいたします。

事務局次長に特定事件継続調査申出書を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 本日の予定は以上でありますが、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時36分閉会